

別表六（十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の6第2項若しくは第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は令和7年改正前の措置法（以下1において「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の6第2項若しくは第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の6第3項又は令和7年旧措置法第42条の6第3項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」の欄は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の

規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。

- 3 「差引改定取得価額9」の欄は、措置法第42条の6第1項第1号から第4号までに掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8))$ 」を適用して計算した金額を、同項第5号に掲げる減価償却資産にあつては「 $((7)-(8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。
- 4 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。